

神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部改正の概要について

1 改正の趣旨

知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則が改正されることとなり、自己情報の開示請求書等への押印が廃止されることとなった。実施機関である内水面漁場管理委員会は、自己情報の開示請求書等の様式を規程で規定しているため、同様の改正を行うものである。

2 改正の内容

神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の第2号様式（自己情報の開示請求書）の備考2、第9号様式（自己情報の訂正請求書）の備考2及び第15号様式（自己情報の利用停止請求書）の備考2中、「。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください」を削る。

3 施行期日

公表の日から施行する。